

第二十七号議案

江戸川区国民保護協議会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区国民保護協議会条例の一部を改正する条例
江戸川区国民保護協議会条例（平成十八年三月江戸川区条例第二十七号）の
部を次のように改正する。

第二条第一項中「八十人」を「九十五人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

江戸川区国民保護協議会の運営の充実を図るため、委員の総数の上限を改める
必要があるので、本案を提出いたします。